

紀伊半島 3 県における既設森林作業道の調査、分析・評価業務委託 仕様書

1 業務委託の目的

森林作業道（以下、「作業道」という。）の作設は、森林法第 10 条の 7 において「森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者は、市町村森林整備計画に従って森林の施業及び保護を実施することを旨としなければならない。」とされており、紀伊半島 3 県の全市町村森林整備計画には、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日 22 林整整第 656 号林野庁長官通知。）及びこれに基づき各県が作成した森林作業道作設指針（以下、「作設指針」という。）により作設することが定められている。さらに、森林環境保全整備事業において作業道を作設する場合においても、作設指針に適合したものでなければならないとされている。一方で、作設指針では、「指針は作業道を作設する上で考慮すべき最低限の事項を目安として示すものであり、作業道作設の重要な因子となる地形、地質、土質、気象条件等の地域ごとに異なる条件（以下、「地域条件」という。）を踏まえたきめ細やかな配慮の下に構築されるべき」とされているが、作設指針に適合した作業道であるかどうかの判断は容易ではない。

そこで、紀伊半島 3 県で過去に作設された作業道を調査し、崩壊・侵食の有無と地域条件及び考慮すべき事項との関係性について分析・評価を行い、地域条件を踏まえた作業道を作設する際の判断に資することを目的とする。

2 委託業務の内容

紀伊半島 3 県では過去に作設された作業道において、作設指針で示された考慮すべき事項の目安を超過している箇所や崩壊箇所を調査し、崩壊・侵食の有無と地域条件及び考慮すべき事項との関係性について分析・評価を行い、地域条件を踏まえた作業道を作設する際の判断に資する資料を作成する。

（１）アドバイザーの設置

業務の実施にあたり、アドバイザーを設置する。アドバイザーは紀伊半島 3 県の林業試験研究機関の職員とし、調査項目や評価、分析内容の検討等について、適宜アドバイザーから助言等を受けるものとする。

（２）作業道の調査、分析・評価

①調査項目

作業道を作設する上で重要となる条件について整理し、調査項目を提案すること。提案した調査項目は、発注者との協議を経て決定すること。なお、以下の項目は必ず調査項目に加えること。

・地域条件

地形、地質、土質、気象

- ・道路構造

地山勾配、縦断勾配、切土・盛土法面高さ、切土・盛土法面勾配

- ・状況調査

路面侵食、法面崩壊、盛土のクラック・侵食、排水構造物、路面保護、土留構造物等の盛土補強、湧水、法面植生有無の状況

②調査路線の選定

調査路線は、地質、気象条件等を勘案し、別紙位置図に示す①から⑬の調査区域より48路線を発注者が選定する。

③調査箇所を選定

調査箇所は、作設指針で示された考慮すべき事項の目安を超過している箇所や崩壊箇所等とし、②で選定した路線を現地踏査することにより選定する。また、調査箇所数は150箇所とする。

④現地調査

③で選定した調査箇所において、決定した調査項目について調査を実施する。また、1調査箇所ごとに現況写真を複数枚撮影し、撮影位置と合わせて整理する。

調査の実施に当たり、あらかじめ調査地の森林所有者に対して、調査実施の許諾を取得すること。また、都道府県有林、市町村有林、国有林において必要な場合には、所定の手続を実施して入林の許可を取得するほか、必要に応じて林道通行許可を取得すること。入林許諾については事前に取得することとし、入林許諾を得ずに現地調査を先行して実施してはならない。

⑤分析・評価

1路線ごとに調査結果を整理し、崩壊・侵食の有無とその要因について箇所ごとに分析・評価を行うこと（崩壊・侵食がない場合においても、特に考慮すべき事項の目安を超過している場合、その要因について分析・評価を行う）。また、全路線の調査結果から、紀伊半島3県の作業道における崩壊・侵食の有無と地域条件及び考慮すべき事項との関係性について分析・評価を行い、その結果を取りまとめる。

なお、分析・評価にあたっては必要に応じて、作業道に関して知見を有する有識者へのヒアリングを実施すること。

⑥構造物等の施工事例

調査路線において、やむを得ず作設指針の目安を超過する場合等に設けられた以下の構造物等がある場合、現地状況を調査し施工事例として取りまとめる。

- ・路面保護の事例（コンクリート路面工、敷砂利、丸太、枝条等）
- ・構造物の事例（土留工、ふとん籠工、丸太組工、横断排水工等）
- ・小溪流横断の構造物事例（洗い越し等） 等

(3) 取りまとめ資料（地域条件を踏まえた作業道を作設する際の判断に資する資料）の作成

紀伊半島3県の地域条件に適合した作業道を作設するにあたって参考となるよう、

(2) で調査した内容を取りまとめ、資料を作成する。

【取りまとめ資料の仕様（目安）】

①項数等

項数は発注者と協議の上決定、カラー刷、Microsoft Word 及び Excel 形式
※Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。

②取りまとめ資料の構成について

1. 業務概要

2. 作業道の調査

2-1 調査項目

2-2 調査地域、調査路線の選定

2-3 調査方法

3. 路線ごとの調査結果及び分析・評価

4. 崩壊・侵食の有無と地域条件及び考慮すべき事項との関係性についての分析・
評価

5. 効果的な施工事例

③納入成果品

ア 紙媒体：3部（各県へ1部ずつ納品）

イ 原稿の電子データ：3枚（電子データをDVD-Rにて各県へ納品すること）

④その他

やむを得ず上記の標準的な使用によらない場合は、発注者の承認を得ること。

本業務に資する提案等があれば、発注者に対して提案を行うこと。

3 業務計画書の提出

受託者は、業務担当者、業務の進め方、実施スケジュール及び実施体制等を整理した業務計画書を契約締結後10日以内に提出すること。

4 業務報告書の提出

(1) 業務報告書

本業務全体の業務内容や業務の過程で得られた調査結果や検証結果等をまとめた報告書を作成し、紙媒体及び電子ファイルにて提出すること。

①報告書の仕様（目安）

ア 様式は任意とする。

イ A4サイズ、フルカラーとする。

ウ 報告書の内容

業務実施において収集・作成した資料、その他発注者が指示した事項

エ 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章等：Excel、Word、PDF ファイル形式
- ・画像：jpeg 形式

※Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。

オ 業務報告書の構成については、発注者と協議の上決定すること。

(2) 納入成果品

- ①紙媒体：3 部（各県へ 1 部ずつ納品）
- ②報告書原稿：3 枚（電子データを DVD-R にて各県へ 1 枚ずつ納品）

5 業務委託の実施におけるその他の条件

(1) 発注者との打ち合わせ

業務の実施にあたっては、業務計画書の作成に先立ち打合せを行うとともに、必要に応じて適宜打ち合わせを行うこと。また、打ち合わせた内容は、打ち合わせ記録簿等の書面に記録し、紀伊半島 3 県で内容の確認が必要な時は、実行委員会と受託者が相互に確認すること。

(2) 令和 8 年度業務については、三重県を中心に奈良県及び和歌山県の現地調査を実施し、1 路線ごとに調査結果を整理し、崩壊・侵食の有無とその要因について箇所ごとに分析・評価を行うこと。

なお、令和 8 年度の調査箇所数については、発注者と協議の上決定するものとする。

(3) 本業務の令和 8 年度業務完了時期及び全業務完了時期に合わせて、発注者が指定する方法で成果報告会を実施すること。

(4) 本業務実施に関する関係書類については、業務終了後 5 年間は保管すること。

(5) 委託業務の実施にあたって、仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、実行委員会と協議を重ねながら決定するものとする。

(6) 紀伊半島 3 県共同研究事業の過去の成果で受託者が当該研究の中で活用を検討する場合、実行委員会はこのを提供するものとする。

(7) 本業務の実施による成果品に関する一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）については、委託料が完納された時点で実行委員会に譲渡するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ当実行委員会の承諾を得なければならない。

また、受託者は成果品にかかる著作者人格権を行使するときにおいても、当実行委員会に対して、これを行使しないものとする。

上記に関わらず、成果品に既に受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、受託者に帰属するものとする。

なお、著作権について第三者から異議の申し出等があったときは、受託者の責任において解決するものとする。

(8) 受託者の責による事故等により発生した損害は、受託者が負担するものとする。

6 業務の委託期間

契約日の翌日から令和10年3月17日（金）までとする。

7 その他

業務の実施の際には、公募要領「10. 業務の適正な実施に関する事項」に留意すること。